

港区と東京大学医科学研究所との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、港区及び東京大学医科学研究所（以下「両者」という。）が、互いに有する資源を活用し、積極的に連携協力することにより、地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条に定める目的を実現するため、医療、研究、教育、健康増進、産業振興、地域振興等の分野において、次に掲げる事項を誠意をもって連携協力するものとする。

- (1) 両者の知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 両者が共同して行う事業の推進に関すること。
- (3) その他両者が協議により必要と認めること。

2 前項に基づく連携協力の内容は、両者が協議の上定め、当該案件に係る両者の担当部署が推進する。

(連携協議会)

第3条 前条第1項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて両者による連携協議会を設置する。

2 連携協議会は、前条第1項各号に定める事項に関連し、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

(経費)

第4条 第2条第1項各号に定める事項の実施に要する経費の負担については、両者が協議の上定めるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、有効期間満了日の6か月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項の実施に当たり、協力の形式及び協力による成果の利用条件等の細目については、その都度、両者が協議の上定めるものとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月30日

港区

代表者 港区長

東京大学医科学研究所

代表者 所長